

2023年11月21日
(財)日本関税協会名古屋支部研修（輸入事後調査）

電子帳簿等保存制度について



名古屋税関 調査部

はじめに・目次

はじめに

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進等による記帳水準の向上に資するため、令和3年度税制改正・関税改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(以下「電子帳簿保存法」という。)及び関税法が大幅に改正されました。
- 改正後、輸入者、通関業者等から電子帳簿保存制度について、多数のご質問を頂戴しておりますので、本研修で詳しくご説明いたします。
- なお、電子帳簿保存制度においては、保存方法として電子データのほかに電子計算機出力マイクロフィルム(COM)での保存も規定されておりますが、採用している企業がほとんどなく、照会もございませんので、本研修では資料のみの紹介とさせていただきます。

目次

1. 帳簿書類の備付け及び保存について	P2
2. 電子帳簿保存制度について	P7
3. 税関手続きについて	P19
4. よくある質問	P24

1. 帳簿書類の備え付け及び保存について

1. (1) 帳簿書類の備え付け及び保存について

- 輸出入者は、輸出入した貨物に関する品名、数量及び価格等を記載した帳簿を備付け、帳簿及び関係書類の保存が義務付けられています(輸出入申告に際し、税関に提出した書類は除きます。)
- 関税法の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿を「関税関係帳簿」と、保存しなければならないこととされている書類を「関税関係書類」といいます。

		輸出	輸入
対象者		貨物を業として輸出する者(本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物を除く。)	申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者
関税関係帳簿	記載事項	品名、数量、価格、仕向人の氏名(名称)、輸出許可年月日、許可番号を記載(必要事項が網羅されている既存帳簿、仕入書等に必要項目を追記したもので可)	品名、数量、価格、仕出人の氏名(名称)、輸入許可年月日、許可番号を記載(必要事項が網羅されている既存帳簿、仕入書等に必要項目を追記したもので可)
	保存期間	5年間(輸出許可の日の翌日から起算)	7年間(輸入許可の日の翌日から起算)
関税関係書類	書類の内容	仕入書及び輸出許可貨物に係る取引に関して作成し、又は受領した書類	輸入許可貨物の契約書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類、その他輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類
	保存期間	5年間(輸出許可の日の翌日から起算)	5年間(輸入許可の日の翌日から起算) (関税関係帳簿への記載を省略する場合は7年間)
その他		既に帳簿を備え付けている輸出者は、その帳簿に上記の記載事項を追記することにより、帳簿として取り扱うことが可能	法人税法等の規定により帳簿書類を保存している輸入者で、既に上記帳簿書類を保存している輸入者は、新たに保存をする必要はありません。

※ 特例輸入者に係る全ての特例申告貨物及び特定輸出者に係る全ての特定輸出貨物についても同様に保存する必要があります。
この場合における輸入の帳簿書類に係る保存期間は、輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から起算します。

1. (2) 帳簿の記載事項の省略

- ✓ 関税関係帳簿に記載すべき事項の**全部又は一部**が関税関係書類又は輸出入の許可書に**記載されている場合は**、当該全部又は一部の事項の関税関係帳簿への記載を**省略することができます**。
- ✓ (輸入のみ)関税関係帳簿への記載を省略した場合における関税関係書類又は許可書の保存期間は、関税関係帳簿と同様、**7年間**となりますのでご注意ください。

<一部省略の例>

輸入に係る帳簿の記載事項のうち、仕出人名については輸入許可書に記載されていることから、帳簿への記載を省略するといった運用も可能です。

(帳簿)

品名	数量	価格	仕出人名	許可年月日	許可書番号
〇〇	100	2000USD	(省略)	2021/8/6	12345678900
△△	500	400000JPY	(省略)	2021/8/27	98765432100
...	(省略)

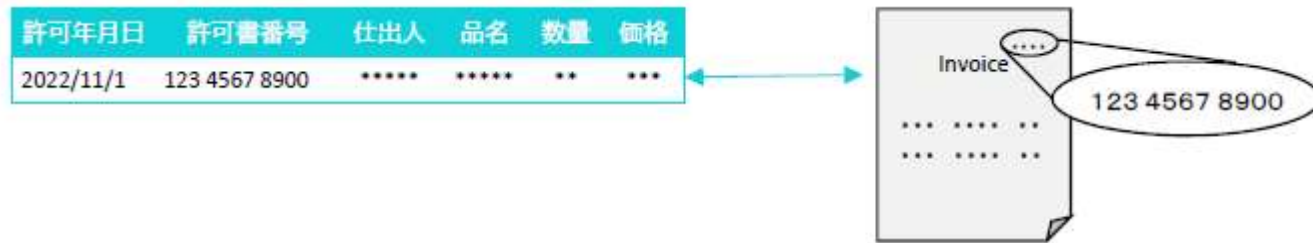
(許可書抜粋)

<AIR/IMP>		
輸入許可通知書		
申告先種別	識別符号	区分
X	[X]	XX E
輸入者	XXXXXXXX-X1XE	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2X
住所	XXXXXXE	XXXXXXXXX1XXXXE XXXX XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2X XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2X XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2X XXXXXXXXX8XXXXXXXXX9X
電話	XXXXXXXX1E	
仕出人	XXXXXXXX-X1XE	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2X
住所	XXXXXXE	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2X XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2X

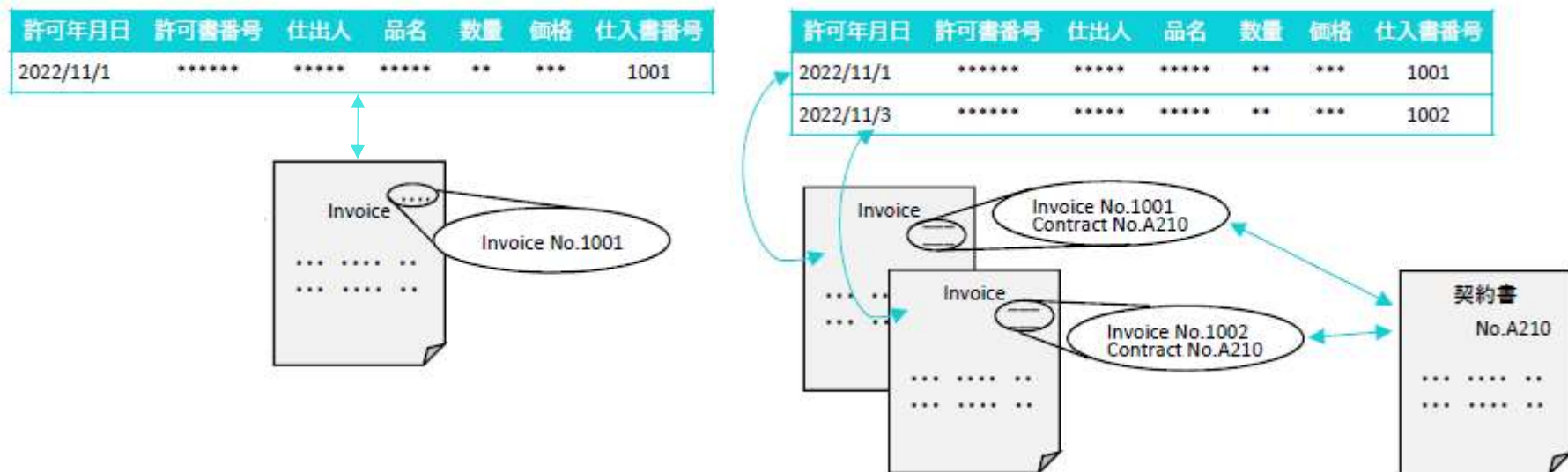
1. (3) 帳簿書類の整理

✓ 関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類は、その**関係が輸出入の許可書の番号**
その他の記載事項により明らかであるように整理して保存することとされております。
なお、電磁的記録により保存する場合も同様です。

＜帳簿に記載されている許可書の番号を書類に付す方法＞

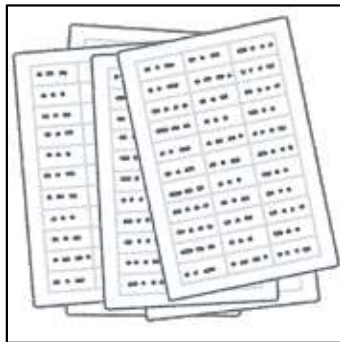


＜帳簿と書類の双方に共通した番号(仕入書番号、契約書番号等)を付す方法＞



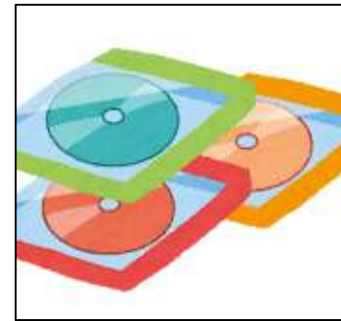
1. (4) 帳簿書類の備え付け及び保存の特例(電子帳簿等保存)

- ✓ 関税関係帳簿及び関税関係書類は、**原則書面**にて備え付け及び保存することとされておりますが、**一定の要件を満たした場合**に限り、電磁的記録又はCOMIによる備え付け及び保存に**代えることができます**。



原則: 書面による保存

一定の要件を満たした場合



特例: 電磁的記録又はCOMIによる備え付け及び保存

- 帳簿及び書類を単にコンピュータで作成やスキャナで入力しただけでは、電子帳簿等として認められません。
- それぞれ作成する種類や方法によって異なった要件(手続要件を含む。)が定められております。
- 要件の詳細については、次頁以降で詳しく説明させていただきます。

2. 電子帳簿保存制度について

2.(1) 電子帳簿等保存制度に係る法令改正の概要

○関税定率法等の一部を改正する法律(令和3年法律第12号)
(電子帳簿等保存制度に係る改正部分の施行日: **令和4年1月1日**)

【主な変更点】

- ① 関税法において、電子帳簿等保存制度に関する規定を新設
 - 旧法下(※1)における関税関係帳簿等に係る電子帳簿等の保存については、関税法において電子帳簿保存法を準用しており、電子帳簿保存法の規定を関税関係帳簿等に即して読み替えて適用しておりましたが、新法下(※2)においては、関税法において電子帳簿等による保存等の規定が独自に設けられました。
- ② 電子帳簿等保存に係る**事前承認制度の廃止**
 - 旧法下においては、帳簿書類を電磁的記録により備付け及び保存するためには、あらかじめ税関長の承認を受ける必要がありましたが、新法下においては、当該承認を受けることなく電磁的記録により備付け及び保存することができます。
- ③ **一定の要件に従って保存された電子帳簿**において、当該電子帳簿に記録された事項に関し過少申告があった場合、**過少申告加算税を5%軽減**(例: 10%⇒5%)
 - 5%軽減の適用を受けるためには、あらかじめ税関長に届け出る必要があります。
- ④ 関税関係書類の電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し不正が把握されたときは、**重加算税を10%加重**(例: 35%⇒45%)

※1 令和3年度関税改正による改正前の関税法(同法施行令及び施行規則を含む。以下、この資料において同じ。)

※2 令和3年度関税改正による改正後の関税法(同法施行令及び施行規則を含む。以下、この資料において同じ。)

2.(2)帳簿書類等の保存方法一覧

種類	種類細分	作成方法等	保存方法		税関手続
			データ保存 (電子帳簿等 保存制度適用)	紙保存	
関税関係 帳簿	①優良帳簿(過少申告加算税軽減の対象となる電子帳簿)	自己が最初から一貫してコンピュータで作成	オリジナルの電子データ	—	あらかじめ税関長への届出が必要
	②優良以外の帳簿	自己が最初から一貫してコンピュータで作成	オリジナルの電子データ	出力した紙	
		手書き作成など	—	オリジナルの紙	
関税関係 書類	③作成書類	自己が一貫してコンピュータで作成	オリジナルの電子データ	出力した紙	
	④書類のスキャナ保存	手書き作成、書面受領など	スキャンした電子データ	オリジナルの紙	過去分重要書類のデータ保存は、あらかじめ税関長への届出が必要
取引情報	⑤電子取引の取引情報の保存	取引に関して受領し、又は交付する書類、メール本文など	オリジナルの電子データ	出力した紙	

2.(3)①優良帳簿(過少申告加算税軽減の対象となる電子帳簿)

- ✓ 関税関係帳簿について、優良帳簿の要件(別紙表1)を満たして電磁的記録又はCOMIによる備付け及び保存を行い、過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨を記載した届出書を**あらかじめ税関長に提出**している輸入者について、その関税関係帳簿に記載された事項に関し、修正申告又は更正があった場合には、**過少申告加算税が5%軽減**されます(例:10%⇒5%)。
- ✓ 帳簿に記載すべき事項の**全部**について、当該関税関係帳簿への記載を**省略**している場合には、**過少申告加算税の軽減措置が適用されません**(一部のみ記載を省略している場合は、適用されます。)
- ✓ 過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは過少申告加算税の軽減措置が適用されません。
- ✓ 帳簿は日々の積み重ねで作成していくものですので、最初に入力を行った時点から一貫してコンピュータで作成してください。途中で手書き補正が発生しているものについては、電磁的記録等による帳簿の備付け及び保存は認められません。

○あらかじめ税関長への届出が必要



届出書を提出



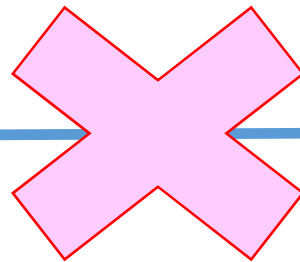
2.(3)②優良以外の帳簿

- ✓ 輸出入者は、関税関係帳簿のうち電子計算機(コンピュータ)を使用して作成している関税関係帳簿については、一定の要件(別紙表1)の下で、電磁的記録又はCOMIによる備付け及び保存が認められます。
- ✓ 優良以外の帳簿(電子帳簿)の作成に当たっては、旧法下と異なり、**税関手続は不要**です(あらかじめ税関長の承認を受ける必要はありません。)。優良帳簿以外の帳簿の要件を満たして電子帳簿の備付け及び保存を開始した日を明確にしておいてください。
- ✓ 優良帳簿と同様に、最初に入力を行った時点から一貫してコンピュータで作成してください。途中で手書き補正が発生しているものについては、電磁的記録等による帳簿の備付け及び保存は認められません。

○税関手続は不要



<輸出入者>



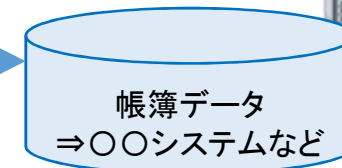
<税関>

○帳簿の作成



<輸出入者>

最初の段階から一貫してコンピュータで入力

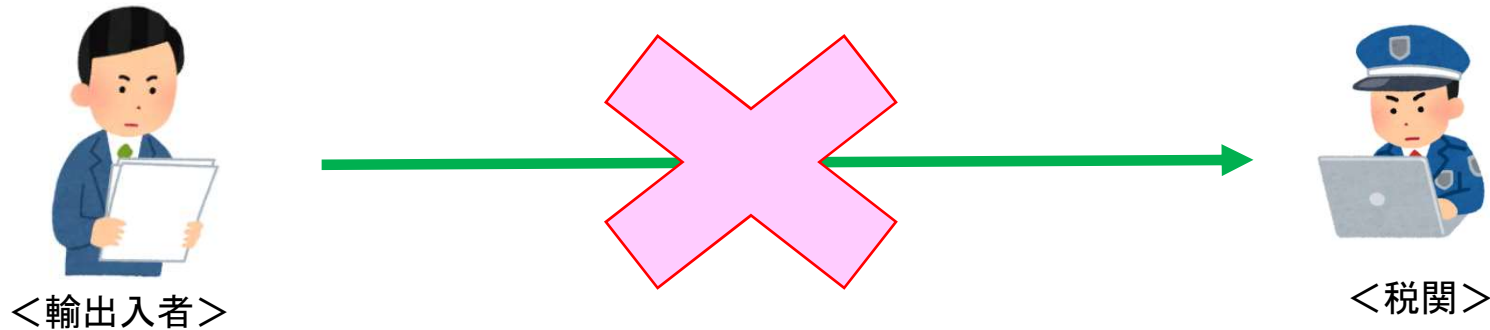


<サーバ>

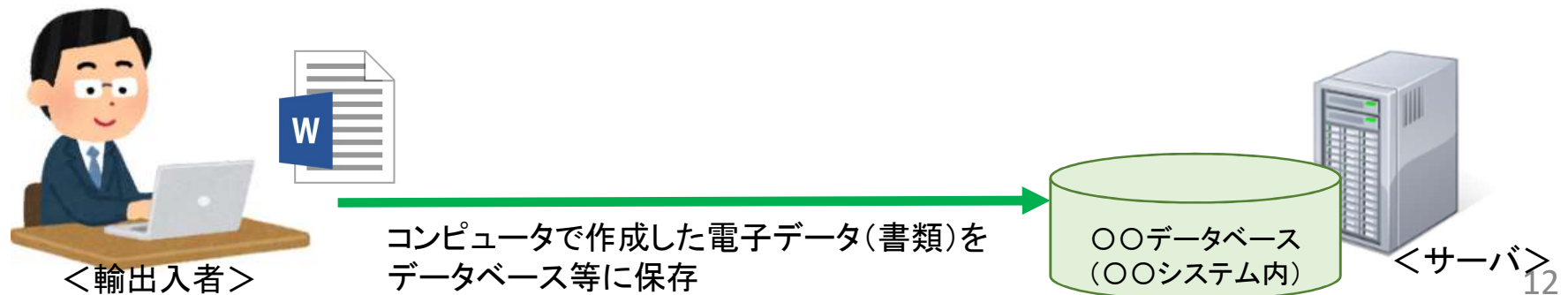
2.(3)③作成書類

- ✓ 輸出入者は、関税関係書類のうち電子計算機(コンピュータ)を使用して作成している関税関係書類については、一定の要件(別紙表2・表3)の下で、電磁的記録又はCOMによる保存が認められます。
- ✓ 作成書類の保存に当たっては、旧法下と異なり、**税関手続は不要**です(あらかじめ税関長の承認を受ける必要はありません。)。要件を満たして電子データによる作成書類の保存を開始した日を明確にしておいてください。
- ✓ 作成書類の始めから終わりまでコンピュータで作成してください。途中で手書き補正が発生しているものについては、電磁的記録等による保存は認められません。

○税関手続は不要



○作成した書類を保存



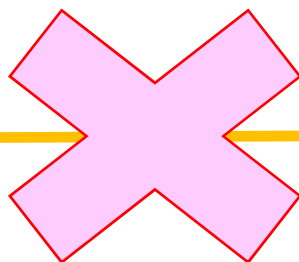
2.(3)④書類のスキヤナ保存

- ✓ 輸出入者は、取引の相手先から受け取った仕入書等及び自己が作成したこれらの写し等の関税関係書類について、一定の要件(別紙表4)の下で、書面による保存に代えて、スキャン文書による保存が認められます。
- ✓ スキヤナ保存に当たっては、旧法下と異なり、**税関手続は不要**です(あらかじめ税関長の承認を受ける必要はありません。)。要件を満たして電子データによるスキヤナ保存を開始した日を明確にしておいてください。
- ✓ スキヤナとは、書面を電磁的記録に変換する入力装置をいい、いわゆる「スキヤナ」や「複合機」として販売されている機器が該当するほか、スマートフォンやデジタルカメラ等による撮影もこれに含まれます。

○税関手続は不要

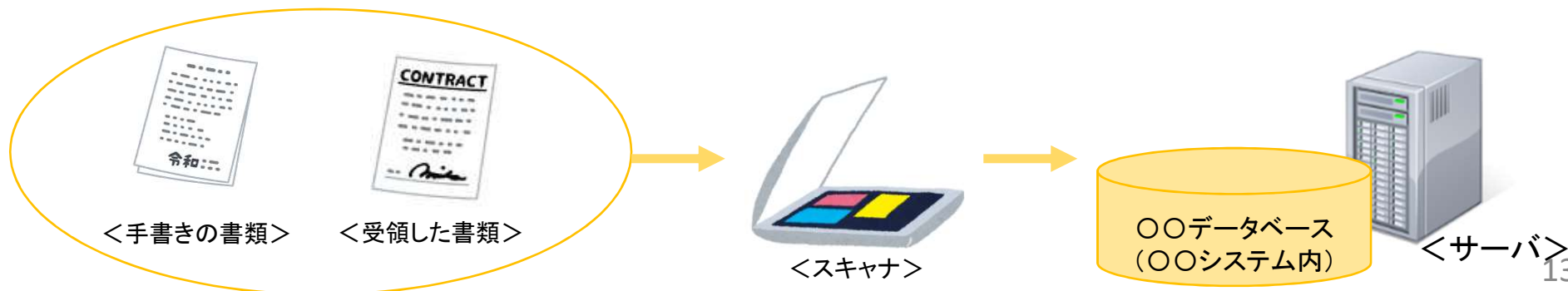


<輸出入者>



<税関>

○スキヤナ保存



2.(3)④書類のスキャナ保存

- ✓ スキャナ保存の要件は、**一般書類以外の書類(重要書類)**と**一般書類**によって異なります。

	一般書類以外の書類(重要書類)	一般書類
書類の区分	資金や物の流れに直結・連動する書類	資金や物の流れに直結・連動しない書類
	(例) 帳簿への記載を省略した書類、契約書、請求書、納品書、原産地証明書など	(例) 見積書・注文書・検収書など

- ✓ スキャナ保存を開始する日前までに作成又は受領した書類であっても、**電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続きを明らかにした書類の備え付け**をすることで、保存することが可能です。
- ✓ ただし、一般書類以外の書類(スキャナ保存を開始する日前までに作成又は受領した書類の場合は、「過去分重要書類」といいます。)につきましては、**税関長に届出書を提出**する必要があります。

○過去分重要書類のスキャナ保存は税関長に届出書を提出



2.(3)④書類のスキャナ保存について

✓ スキャナ保存は法令改正に伴い、以下の要件が廃止されています。

1. 受領者等による署名の廃止

旧法下においては、書類を作成・受領する者(受領者等)が読み取りを行う場合には、その書類に受領者等が署名を行った上で、その作成・受領後、特に速やかにタイムスタンプを付すこととしておりましたが、新法下においては、書類への署名は廃止し、スキャナで読み取る者が受領者であるか否かに関わらず、「受領後速やかに」タイムスタンプを付与することと規定されました。

2. 相互牽制、定期検査、再発防止に関する規定の廃止

以下に掲げる規定が廃止されました。

① 相互牽制

スキャナ保存に関して相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制を構築する。

② 定期検査

スキャナ保存に係る各事務が正しく行われていることを独立した立場の者が定期的に検査する体制を構築する(定期的な検査の終了まで原本を廃棄することができない)。

③ 再発防止

スキャナ保存に係る処理に不備があると認められた場合に、その報告、原因究明及び改善の方策の検討を行う体制を構築する。

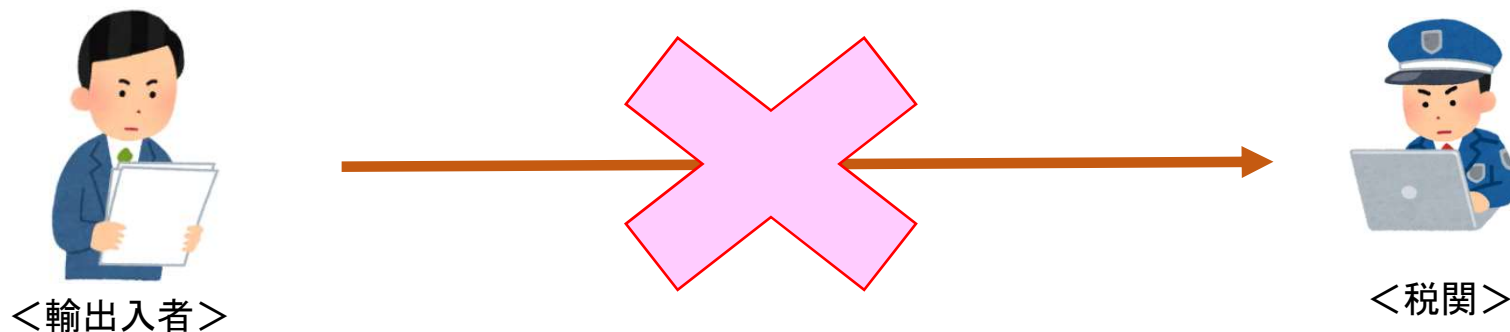
2.(3)⑤電子取引の取引情報の保存について

- ✓ 「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式に行う取引をいい、「取引情報」とは、貨物の取引に関して受領し、又は交付する書類をいいます。
- ✓ 輸出入者が電子取引を行った場合には、一定の要件(別紙表5)の下で、その取引情報を電磁的記録により保存しなければならないこととされております。なお、当該電磁的記録を書面又はCOMに出力して保存することも認められます(※)。
(※ なお書き部分は、国税関係に係る電子取引の取引情報の保存の規定と異なりますのでご注意ください。)
- ✓ 電磁的記録による保存に当たっては、**旧法下と同様、税関手続を行う必要はありません。**
- ✓ 電子取引の取引情報の保存期間は**輸出入許可日の翌日から5年間**です。

○電子メールなどの保存



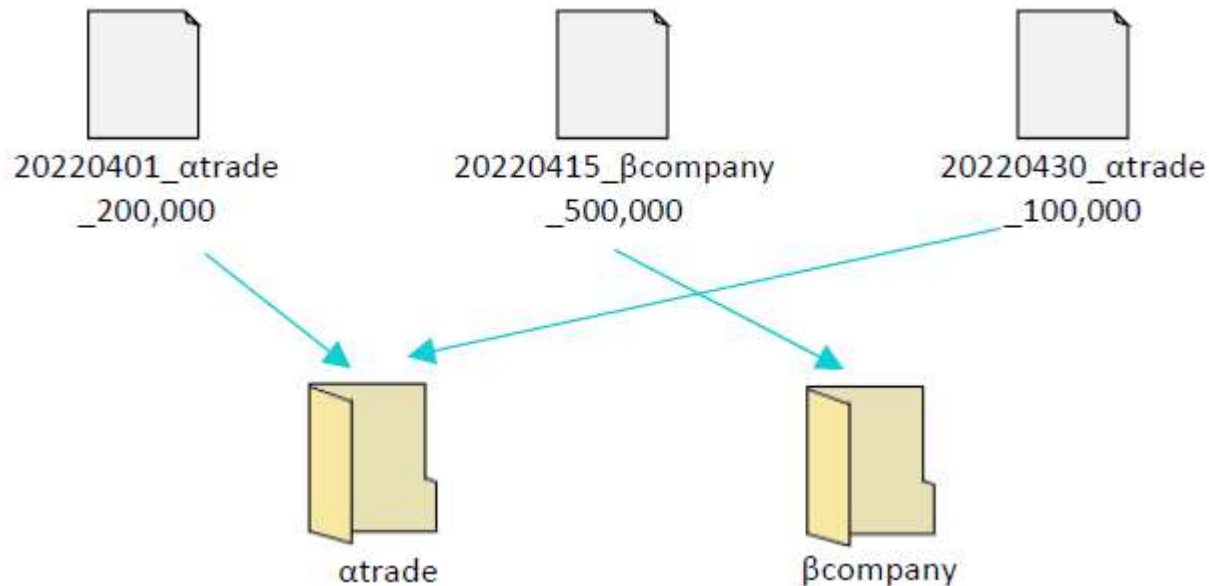
○税関手続は不要



(参考) 検索機能の要件を満たした電子データの保存方法

関税関係書類をスキャンしたデータや電子取引の取引情報にかかる電子データを保存する場合には、一定の要件に従った保存が必要になりますが、このうち、検索機能の要件については、以下のような方法で保存することで当該要件を満たすことができます。

＜電子データのファイル名に、規則性をもって内容を表示する方法＞



①ファイル名を「取引年月日その他の日付」、「取引先」、「取引金額」を含み、統一した順序で入力。

②「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存。

(注) 税関職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

(参考) 検索機能の要件を満たした電子データの保存方法

＜電子データに番号を付して、内容については索引簿で管理する方法＞



100001



100002



100003

...

①ファイル名に連番を入力。

ファイル番号	取引年月日 その他の日付	取引先	金額	備考
100001	20220401	α trade	200,000	契約書
100002	20220415	β company	500,000	仕入書
100003	20220430	α trade	100,000	仕入書
...				
...				
...				

②表計算ソフトにより、保存データに係る「取引年月日その他の日付」、「取引先」、「金額」の情報を入力して一覧表を作成し、当該表計算ソフトの機能により、入力された項目間で範囲指定、2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件設定をすることが可能な状態とする。

3. 税関手続きについて

3.(1) 過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書

✓ 過少申告加算税の特例の適用を受けることを希望する輸入者は、令和4年1月1日以降に「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書(国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書兼用)」を申告先税関の輸入事後調査部門に2通(原本、届出者用)提出してください。

税関様式C第9300号

関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書
(国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書兼用)

令和 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

届 出 者
住所又は居所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸 出 者 符 号
代表者氏名(法人の場合)

関税法第12条の2第3項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特別に関する法律第8条第4項の規定の適用を受けたいので、関税法施行規則第2条第1項(同条第5項において準用する場合を含む)及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特別に関する法律施行規則第5条第1項の規定により届け出ます。

1 特別の適用を受けようとする帳簿の種類並びに備付け及び保存に代える日		
帳簿の種類		備付け及び保存に代える日
根拠税法	名称等	
関税法		年 月 日
消費税法		年 月 日

2 その他参考となるべき事項

(1) 特別の適用を受けようとする関税関係帳簿・国税関係帳簿の作成・保存に使用するプログラム(ソフトウェア)の概要

帳簿の名称	プログラム(ソフトウェア)の概要
<input type="checkbox"/> 市販のソフトウェア (メーカー名:)	商品名:)
<input type="checkbox"/> 自己開発(委託開発の場合は、委託先:))
<input type="checkbox"/> 市販のソフトウェア (メーカー名:)	商品名:)
<input type="checkbox"/> 自己開発(委託開発の場合は、委託先:))

(2) その他参考となる事項

所轄税務署長への届出(口有・口無(有の場合、届出書を提出した年月日: 年 月 日
所轄税務署長:))

(1/1)

【留意事項】

- 左記の届出書は税関ホームページにも掲載されております。
- 特例輸入担当部門(特例輸入者が関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る届出を提出する場合に限る。)又は署所の窓口担当部門へ提出することも可能です。
- 届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができます。
- 届出書の提出に当たって、プログラム(ソフトウェア)に関する資料を添付する必要はありません。

3.(2) 取りやめの届出書及び変更の届出書

✓ 過少申告加算税の特例の適用を受けることを取りやめる場合は取りやめの届出書をシステムを変更した場合(※)は変更の届出書を、申告先税関の輸入事後調査部門に2通(原本、届出者用)提出してください。

(※) 使用するシステムの全面的な変更のほか、訂正又は削除の履歴の確保、検索機能の確保に係るシステム的大幅な変更など

税関様式C第9310号

関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書
(国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書兼用)
関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

令和 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

届 出 者
住 居 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸 入 者 符 号
代表者氏名(法人の場合)

□ 年 月 日以後保存等を行う関税関係帳簿及び国税関係帳簿について、関税法第12条の2第3項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第8条第4項の特例の適用を取りやめますので、関税法施行規則第2条第2項(同条第5項において準用する場合を含む)及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第2項の規定により届け出ます。
・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日: 年 月 日

□ 年 月 日以後保存等を行う関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、旧関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由(所轄外税関長を経由して提出する場合)			
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする国税関係帳簿書類の種類名称等			
帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所
	年 月 日	□電磁的記録 □COM ロスキャナ	
	年 月 日	□電磁的記録 □COM ロスキャナ	
	年 月 日	□電磁的記録 □COM ロスキャナ	
3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由			
4 その他参考となる事項			
所轄税務署長への届出(□有・□無(有の場合、届出書を提出した年月日: 年 月 日 所轄税務署長:))			
旧関税法第94条第3項等において準用する旧電帳法第4条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の差となった書類の保存の状況(□保存している・□廃棄した) 《注意事項》関税法施行規則第2条第2項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第2項の規定により届け出る場合は、項目1～3の記載は必要ありません。 (1/1)			

税関様式C第9320号

関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書
(国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書兼用)
関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

令和 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

届 出 者
住 居 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸 入 者 符 号
代表者氏名(法人の場合)

次の事項を変更することとしたので、
□ 関税法施行規則第2条第3項(同条第5項において準用する場合を含む)及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第3項
□ 旧関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由(所轄外税関長を経由して提出する場合)			
2 変更しようとする事項に係る国税関係帳簿書類の種類名称等			
帳簿書類の種類名称	変更しようとする日 当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所
	年 月 日 (年 月 日)	□電磁的記録 □COM ロスキャナ	
	年 月 日 (年 月 日)	□電磁的記録 □COM ロスキャナ	
	年 月 日 (年 月 日)	□電磁的記録 □COM ロスキャナ	
3 変更しようとする事項及び変更の内容			
変 更 事 項	変 更 の 内 容		
	[特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日: 年 月 日]		
4 その他参考となる事項			
所轄税務署長への届出(□有・□無(有の場合、届出書を提出した年月日: 年 月 日 所轄税務署長:))			
システム変更の場合に旧法の規定により保存している電磁的記録を変更後のシステムに移行することの可否(□可・□否) 《注意事項》関税法施行規則第2条第3項及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第5条第3項の規定により届け出る場合は、項目1及び2の記載は必要ありません。 (1/1)			

3.(3) 過去分重要書類のスキヤナ保存の適用届出書

✓ 過去分重要書類のスキヤナ保存を希望する輸入者は、「関税関係書類の電磁的記録によるスキヤナ保存の適用届出書(国税関係書類の電磁的記録によるスキヤナ保存の適用届出書兼用)(過去分重要書類)」を申告先税関の輸入事後調査部門に2通(原本、届出者用)提出してください。

税関様式 C 第 9 3 4 5 号

関税関係書類の電磁的記録によるスキヤナ保存の適用届出書
(国税関係書類の電磁的記録によるスキヤナ保存の適用届出書兼用)
(過去分重要書類)

令和 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸出入者符号
代表者氏名(法人の場合)

関税法施行規則第10条第7項
 電子計算機を使用して作成する国税関係簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第2条第9項
 旧関税法施行規則第1条の4、第9条、第10条及び第11条において準用する旧電子計算機を使用して作成する国税関係簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第7項に規定する過去分重要書類について、同項の規定の適用を受けたいので同項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由(所轄外税関長を経由して提出する場合)

2 届出をする過去分重要書類の種類及び基準日

書類の種類		基準日
根拠税法	名称等	ファイル形式
		(「(実施を受けたい)届出の年」)
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

3 その他参考となる事項

(1/1)

【留意事項】

- 左記の届出書は税関ホームページにも掲載されております。
- 特例輸入担当部門(特例輸入者が関税関係書類又は特例輸入関税関係書類に係る届出を提出する場合に限る。)又は署所の窓口担当部門へ提出することも可能です。
- 届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができます。

3.(4)電子帳簿等保存制度に関するお問い合わせ先

【総合窓口】

- 名古屋税関 調査部 特別関税調査官(第1担当)
TEL:052-654-4186
FAX:052-654-4233
Mail:nagoya-chosa-tokucho1@customs.go.jp

【専ら輸出のみを行っている事業者】

- 名古屋税関 調査部 輸出調査第1部門
TEL:052-654-4201

【AEO制度を利用している事業者】

- 名古屋税関 業務部 認定事業者管理官
TEL:052-654-4169

4. よくある質問(一問一答抜粋)

■ 目次

※直近に更新したものには下線を付しています。

	帳簿書類	スキャナ	電子取引	
問 2	●	●	●	ディスプレイやプリンタ等について、性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。
<u>問 8</u>	●			NACCS を利用して行った輸出入の許可データを入手し、そのデータを基に作成した関税関係帳簿は、「自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成」したものと認められますか。
<u>問 29</u>		●		関税関係書類について、部署毎に、スキャナ保存と書面による保存を選択することは認められますか。
<u>問 47</u>			●	電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。
<u>問 49</u>			●	当社は輸出者から書面（紙）で受領した書類を正本として取り扱うことを取り決めていますが、輸入申告を行うため、書面の受領前に同じ内容のものを電子データでも受領しました。この場合、当該電子データについても保存する必要がありますか。
<u>問 53</u>			●	<u>エクセルやワードのファイル形式で受領したデータをPDFファイルに変換して保存することや、パスワードが付与されているデータについて、パスワードを解除してから保存することは、認められますか。</u>
<u>問 56</u>			●	電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、規則第10条の3第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めて運用する措置を行うことを考えていますが、具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。

4.よくある質問(一問一答抜粋)

問2	帳簿書類 スキャナ 電子取引	ディスプレイやプリンタ等について、性能や事業の規模に応じた設置台数等の要件はありますか。
----	----------------------	--

答 ディスプレイやプリンタ等の性能や設置台数等は要件とされていません。

電磁的記録は、その特性として、肉眼で見るためにはディスプレイ等に出力する必要がありますが、これらの装置の性能や設置台数等については、①税関の調査の際には、保存義務者が日常業務に使用しているものを使用することとなること、②日常業務用である限り一応の性能及び事業の規模に応じた設置台数等が確保されていると考えられることなどから、法令上特に要件とはされていません。

ただし、規則第10条第1項第2号及び同条第4項第5号では、ディスプレイ等の備え付けとともに、「速やかに出力することができる」ことも要件とされています。このため、日常業務においてディスプレイ等を常時使用しているような場合には、税関の調査に際しては、事前に日常業務との調整などを行っておくなどして、速やかに出力することができるようにしていただく必要があります。

なお、輸出入者によっては、使用できるディスプレイ等の台数が限定されているために、そのような調整を図ったうえでもなお税関の調査にディスプレイ等を優先的に使用することが一時的に難しい状況が発生することも考えられますが、そのような場合には当該電磁的記録のコピー（複製データ）を作成して税関職員に提出できるようにしておくなどの対応に代える必要があります。

4.よくある質問(一問一答抜粋)

問8	帳簿書類	NACCS を利用して行った輸出入の許可データを入手し、そのデータを基に作成した関税関係帳簿は、「自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成」したものと認められますか。
----	------	---

答 NACCS を利用して行った輸出入の許可データを入手し、そのデータを基に作成した関税関係帳簿も「自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成」したものと認められます。

法第94条の2第1項では「自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合」と規定されていますが、この場合の「自己が」の意義については、「保存義務者が主体となってその責任において」という趣旨であり（通達94の2-3）、また、「最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合」とは、帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めから終わりまで電子計算機の使用を貫いて作成することをいいます（通達94の2-4）ので、保存義務者が主体となってその責任において、輸出入の許可データを活用して関税関係帳簿に記録を蓄積していく場合を含みます。

なお、輸出入の許可データは、輸出入者自身が NACCS を導入するほか、一般社団法人日本通関業連合会が運営する通関情報提供システム（CCIS）を利用することによっても入手することができます。

4.よくある質問(一問一答抜粋)

問 29	スキャナ	関税関係書類について、部署毎に、スキャナ保存と書面による保存を選択することは認められますか。
------	------	--

答 部署毎にスキャナ保存と書面による保存を選択することができます。

法第 94 条の 2 第 3 項では、関税関係書類の全部又は一部について、当該関税関係書類に記載されている事項をスキャナにより記録した電磁的記録の保存をもって関税関係書類の保存に代えることができる旨規定されていますが、必ずしも、関税関係書類の全部について適用しなければならないとするものではありません。したがって、法第 94 条の 2 第 3 項の規定の適用に当たっては、例えば、保存義務者における関税関係書類の作成・保存の実態に応じ、関税関係書類の種類や関税関係書類を作成・保存する事業所等の単位ごとに適用することができます（通達 94 の 2-2）。

4.よくある質問(一問一答抜粋)

問 47	電子取引	電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。
------	------	---

答 「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます（法第94条の5）。

この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する契約書、仕入書等に通常記載される事項をいうことから、電子メールにおいて授受される情報の全てが取引情報に該当するものではありません（法第94条の5）。したがって、そのような取引情報の含まれていない電子メールを保存する必要はありません。

問 49	電子取引	当社は輸出者から書面（紙）で受領した書類を正本として取り扱うことを取り決めていますが、輸入申告を行うため、書面の受領前に同じ内容のものを電子データでも受領しました。この場合、当該電子データについても保存する必要がありますか。
------	------	--

答 書面（紙）と電子データの内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを自社内等で取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足りる。ただし、書面に記載された情報以外の情報が電子データに含まれている場合や、書面の内容をメール本文で補足している場合には、書面に加え電子データの保存も必要になります。

4.よくある質問(一問一答抜粋)

問 53	電子取引	<u>エクセルやワードのファイル形式で受領したデータをPDFファイルに変換して保存することや、パスワードが付与されているデータについて、パスワードを解除してから保存することは、認められますか。</u>
------	------	--

答 取引内容が変更されるおそれがなく合理的な方法により編集して保存されているものとして認められます。

電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないことが規定されていますが、必ずしも相手方とやり取りしたデータそのものを保存しなければならないとは解されません。エクセルやワードのファイル形式で受領したデータをPDFファイルに変換して保存することや、パスワードが付与されているデータのパスワードを解除してから保存することは、その保存過程において取引内容が変更されるおそれのない合理的な方法により編集したものと考えられることから、問題ありません。

4.よくある質問(一問一答抜粋)

問 56	電子取引	電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たり、規則第 10 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を定めて運用する措置を行うことを考えていますが、具体的にどのような規程を整備すればよいのでしょうか。
------	------	--

答 規則第 10 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」は、当該規程によって電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真実性を確保する観点から必要な措置として要件とされたものです。

この規程については、どこまで整備すればデータ改ざん等の不正を防ぐことができるのかについて、事業規模等を踏まえて個々に検討する必要がありますが、必要となる事項を定めた規程の例については、31 ページの【参考 3】を参照してください。

なお、規程に沿った運用を行うに当たっては、業務ソフトに内蔵されたワークフロー機能で運用することとしても差し支えありません。

【参考 3】 正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程（規則第 10 条の 3 第 1 項第 4 号）の例

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、関税法第 94 条の 5 に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

.....

《参考》税関HPにおける電子帳簿保存制度の掲載場所



輸出入の手続きトップ

4. 注意事項

- ▶ [輸出入禁止・規制品目](#)
- ▶ [ワシントン条約](#)
- ▶ [特定外来生物](#)
- ▶ [原産地を偽った表示等](#)
- ▶ [帳簿書類の保存義務と電子帳簿等保存制度](#)
- ▶ [事後調査等](#)
- ▶ [経済制裁に伴う措置（北朝鮮、イラン、ロシア等）](#)